令和　５　年　８　月　３　日

居宅介護支援事業所管理者　様

阿賀野市民生部高齢福祉課長

居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱いについて（通知）

このことについて、令和５年度の取扱いは、別添１「居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱い」のとおりとします。

ついては、正当な理由の有無に関わらず、特定事業所への集中が **80%を超えた場合**は、別添１により届出を行ってください。

なお、令和５年度の届出の提出期限等は、下記のとおりです。

記

１　令和５年度の届出の提出期限と判定期間

	提出期限	判定期間
前期	令和５年９月１５日（金）	令和５年３月１日から令和５年８月末日
後期	令和６年３月１５日（金）	令和５年９月１日から令和６年２月末日

２　届出先

阿賀野市役所　民生部　高齢福祉課　介護保険係

※ご不明な点は、問い合わせください。

【担当】阿賀野市　民生部　高齢福祉課
介護保険係　　神田
℡0250－62－2510（内線 2122）
E-mail　kaigo@city.agano.niigata.jp